

**『北本市子どももの権利に
関する条例』を知ろう！**

北本市議会議員 桜井 卓

自己紹介

埼玉県 北本市議会議員 さくらい すぐる 桜井 卓 家族構成 妻、娘3人の5人家族

昭和48年(1973年)2月12日生まれ 50歳 群馬県高崎市出身

平成7年4月～平成31年3月 埼玉県職員(24年間勤務)

H12,13 教育局財務課(県高等学校等奨学金条例制定)、H14～17 財政課(議案・予算の審査)、

H22,23 上尾市役所に出向(納税課)、H27～28 税務課(県税条例等の改正、税制改正、訟務)

平成31年4月の市議会議員選挙に出馬し、当選

令和元年5月～ 北本市議会議員

令和3年5月～ 健康福祉常任委員会委員長(～令和5年4月)

令和3年6月～ 子どもの権利に関する特別委員会副委員長(～令和4年3月)

令和5年5月～ 北本市議会議員(2期目)

子どもの権利条例を制定した経緯①

特に学校において、子どもの権利を尊重しない指導が行われている。(部活動での暴言・威圧的な指導、頭髪指導など)

北本市の過去の事件

2005年 中学校1年生いじめ自殺事件

2017年 教師による生徒なりすましSNS誹謗中傷事件

北本市議会

2010年12月 子どもの権利条例の制定を求める決議

子どもの権利条例を制定した経緯②

令和元年5月	市議会議員 新任期スタート
令和元年9月	いじめ防止対策推進条例(再提案) 可決
令和元年10月	総務文教委員会行政視察 富山県射水市
令和2年3月	栄小学校を廃止する条例可決
令和2年9月	勉強会を設置
令和2年11月	議員会勉強会を開催
令和3年5月	議長・副議長・委員長(2年ごとに交代)
令和3年6月	子どもの権利に関する特別委員会を設置
令和4年3月	子どもの権利に関する条例 可決(10月1日施行)

北本市子どもの権利条例の内容



前文

第1章 総則

第2章 子どもにとって大切な権利

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

第4章 子どもに関する基本的な施策等

第5章 子どもに関する相談及び救済等

第6章 子どもに関する施策の総合的な

推進と検証

第7章 雑則

附則



子どもの権利条約・こども基本法

◆子どもの権利条約

1989(平成元年)年

「子どもの権利に関する条約」が国連総会で採択

1994(平成6)年

日本が「条約」を批准し、158番目の締約国となる

◆こども基本法

令和4年4月4日

自由民主党・公明党から衆議院に議案提出

令和4年5月17日

衆議院において可決

令和4年6月15日

参議院において可決、成立

令和4年6月22日

公布

令和5年4月1日

施行



子どもの権利条約 4つの一般原則



差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



どもとします。



第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やかたに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第4条【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。



第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものを定期的に見てもらふ権利をもっています。



第9条【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。



第10条【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条【よその国に連れさられない権利】

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利をもっています。

第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくり、集まる権利をもっています。

第16条【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、種族や、ルネなどのプライバシーが守られる権利をもっています。

第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からはく奪をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



第23条【障がいがある子ども】

心やかたに障がいがある子どもは、自立し、活動できるよう、教育などを受ける権利をもっています。



第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



第27条【生活水準】

子どもは、心やかたに生活を送るような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はその生活水準を確保する責任を負いますが、必要ときは国が介入し、生活水準を確保します。



第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。



第30条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条【休み、余暇】

子どもは、休んだり、活動に参加したりする権利をもっています。



第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが薬物や麻薬、覚せい剤などから守られる権利をもっています。

第34条【性的搾取からの保護】

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに巻き込まれるのを防ぐ権利をもっています。

第35条【誘拐・売買】

国は、子どもが誘拐や売買されるのを防ぐ権利をもっています。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

北本市子どもの権利条例の特徴

北本市の条例の特徴

(1) 子どもの権利擁護委員

→子どもの権利の侵害の防止、擁護・救済

(2) 子どもの権利行動計画

→子どもの権利に関する施策の推進

(3) きたもと子ども会議

→子どもの意見を聴き、施策に反映させるための取組

北本市子どもの権利相談窓口

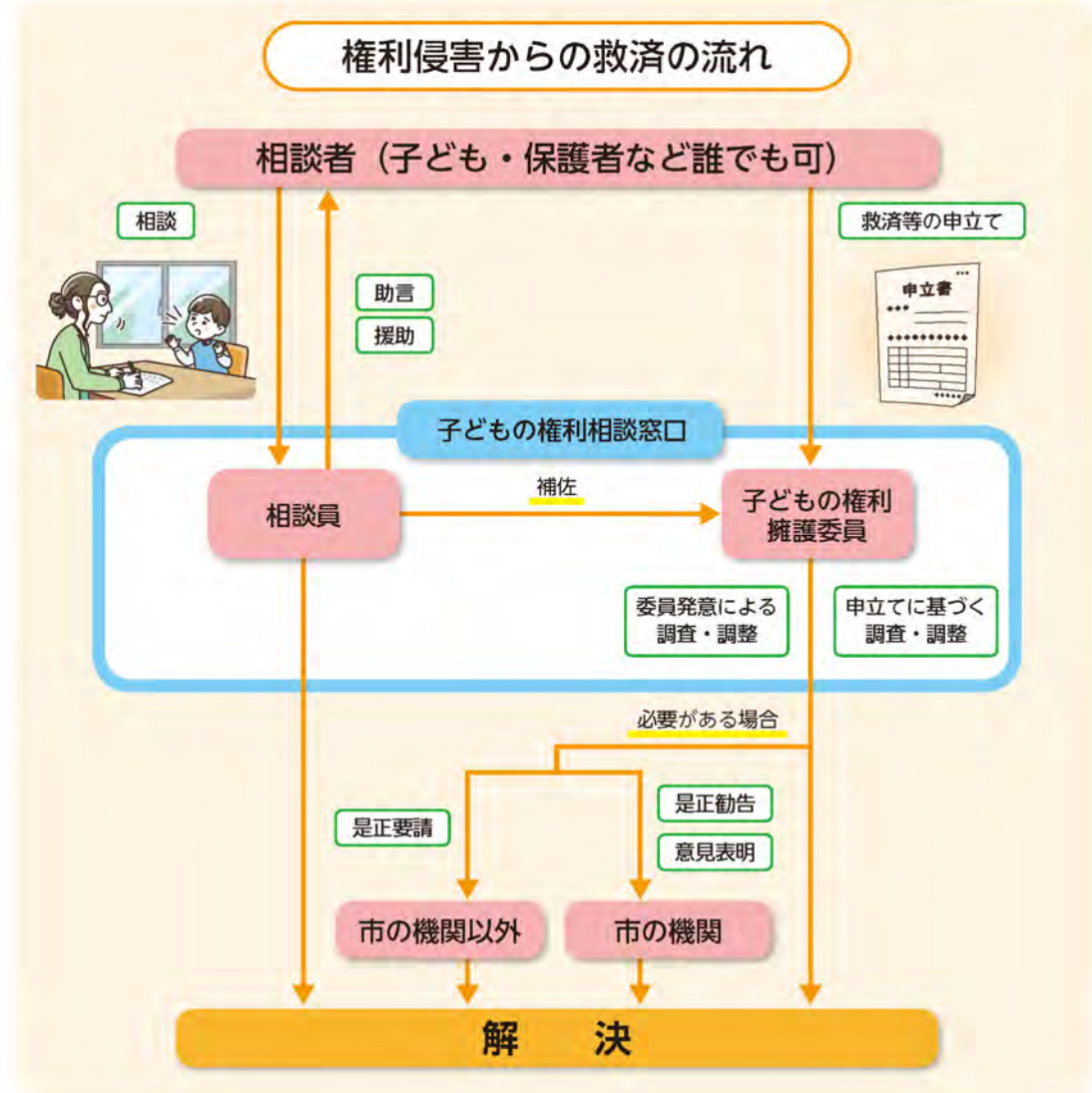
● 相談・救済等の申立ての対象

北本市内に住む子どもか、北本市内に通勤、通学、入所、通所する子どもにかかわることについて、誰でも相談・救済等の申立てができます。

例えばこんなことを相談することができます。

- 学校などにおけるいじめや不適切指導（疑い）
- 暴力やネグレクトなどの虐待（疑い）
- 子どもに関する個人的な不安、心配、困りごと（人間関係、進路、家計、病気・障がい・身体のことなど）

令和4年度 相談29件（救済申立て1件）



特集1 子どもの権利相談
特集2 みんなでイキイキとまちゃん体操



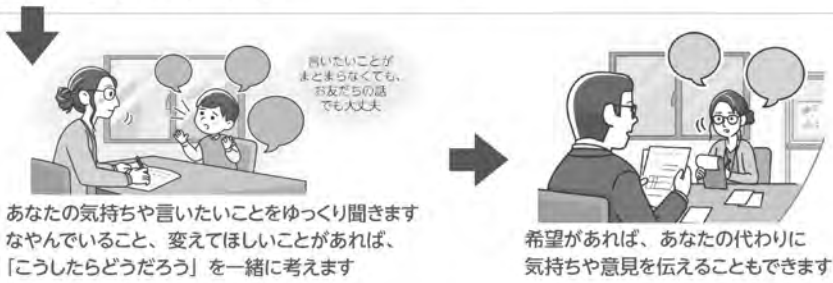
あなたのお話、
聞かせてください

あなたの話を、ゆっくり聞きます



電話・会って話す・手紙・相談フォーム
連絡はどの方法を使ってもいいですよ

電話 子ども用（通話無料） 0120-0874-56 一般用 048-590-5011 受付時間 平日 10:30～18:00	会って話す・手紙 場所・あて先 〒364-8633 北本市本町1-111 北本市人権推進課 (市役所2階)	相談フォーム
---	---	-------------------



あなたの話を聞きたい大人が、ここにいます

みなさんには、家庭や学校など、たくさんの居場所があります。家族や先生、友だちに話しやすいこともあれば、そうでないこともあるかもしれません。そんなとき、「子どもの権利相談」にはあなたの話を聞く大人がいます。相談のひみつは必ず守り、あなたの気持ちを優先します。相談したいことがなくても大丈夫。気軽に話しに来てくださいね。もちろん、保護者の方など、みなさんからの相談もお待ちしています。



子どもの権利擁護委員
平成国際大学専任講師 安 ウンギョンさん

申込不要 子どもの権利相談員とお話してみませんか

出張相談会 in 公民館

9月、10月の金曜日 10:30～17:00
無料 人権推進課 ☎590-5011



気軽に話したい来てくださね
成家相談員 佐久間相談員

出張スケジュール

南部公民館 9月1日、10月6日
西部公民館 9月8日、10月13日
児童館 9月15日、10月20日
北部公民館 9月22日、10月27日

子どもの権利相談の活動を知ろう



きたもと子どもの権利の日フォーラム

11月20日の「きたもと子どもの権利の日」に向けて、子どもの権利相談の活動について知るフォーラムを開催します。
10月22日(日) 13:30～15:30 (13:00開場)
市役所
第1部 令和4年度子どもの権利擁護委員活動報告
第2部 基調講演「こども基本法と自治体における子どもの意見表明・参加」
講師 東京経済大学教授 野村武司さん
第3部 子どもの権利相談室 愛称発表
10月13日(金)までに子育て支援課児童相談担当 ☎511-7702)へ電話。 ※平日 9:00～17:00



あなたのお話、聞かせてください

子どもの権利相談



北本市では、令和4年10月1日から「北本市子どもの権利に関する条例」に基づき取り組みを始めました。この条例では、4つの権利を「子どもの権利」として定め、みんなで協力して子ども^{こども}の権利を守るための仕組みを定めています。その仕組みの中では、大人も子どもも、子どもの権利のことで相談したい場合や、子どもの権利が守られていない場合などは、「子どもの権利相談」で相談できることを定めています。

今回は、この「子どもの権利相談」についてご紹介します。 ※18歳未満の人はおよび学校などに通う18歳の人
☎子育て支援課児童相談担当 ☎511-7702)、人権推進課人権推進・男女共同参画担当 ☎594-5506)

市が条例で定めている、4つの子どもの権利

安心して生きる権利 ・差別や不当な扱いを受けにくいこと ・困っていることなどを相談できること など	自分らしく育つ権利 ・個性が認められ、人格が尊重されること ・遊んだり、休んだりすること など	守られる権利 ・あらゆる搾取から守られること ・自らの意思や考えが尊重されること など	参加する権利 ・意見を表明でき、意見が尊重されること ・意見を表明するための援助が受けられること など
---	---	---	---



条例について詳しくはこちら



みなさんのことを、まち全体で見守ります


「子どもの権利に関する条例」は、子どもたちが生まれた瞬間からひとりの人間として尊重される権利を持っていること、そして子どもだけの大切で特別な権利を持っていることをみなさんに知ってもらい、大切にしてもらうための決まりです。「子どもだから、気持ちや意見を言ってはいけない」なんてことはありません。ドンドン言ってください！子どもの話を聞いて、一緒に考える大人がいるまちは、大人も子どもも幸せなまち。子どもの権利擁護委員・相談員に、なんでも相談してください。

子どもの権利擁護委員
弁護士 原田 茂喜さん

北本市子どもの権利行動計画

- 令和4年度中にアンケートを実施
- 令和5年11月頃にパブリックコメント実施予定
- 令和6年2月頃に完成、3月末に公表予定

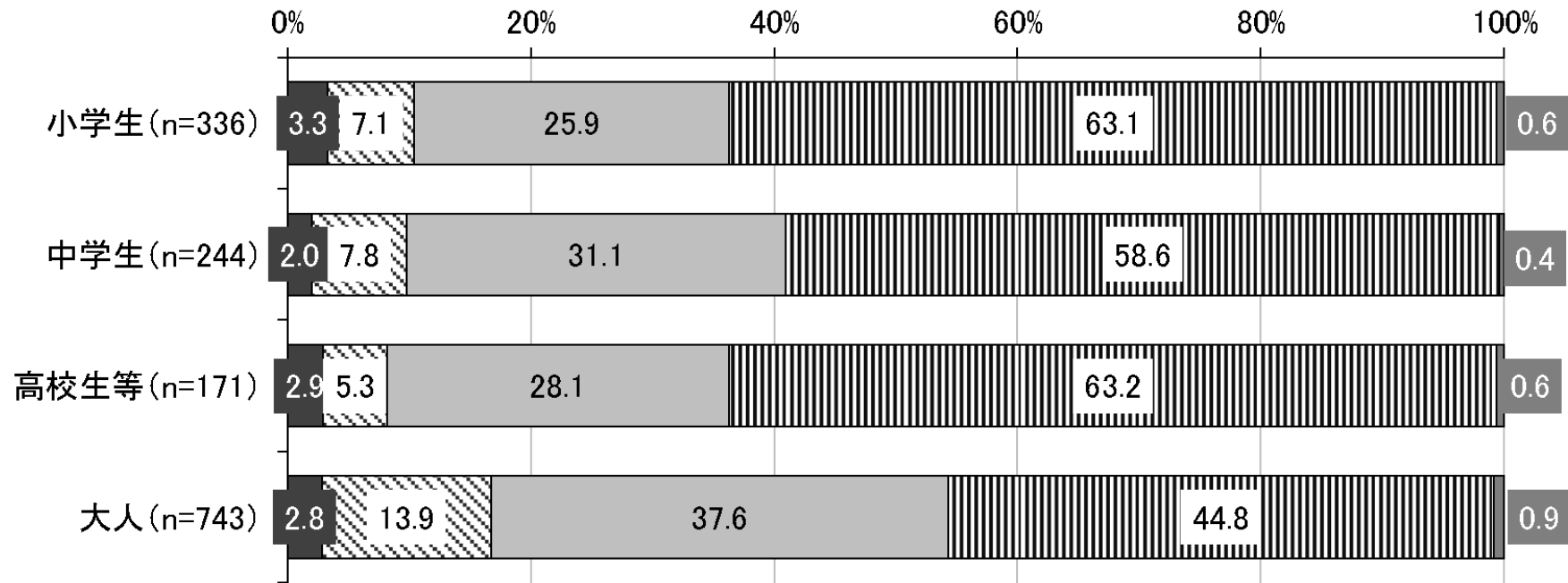
全体構成案

- 第1章 計画の策定に当たって
- 第2章 本市の子どもを取り巻く状況
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 施策の展開 
- 第5章 計画の推進
- 資料編

- 基本目標1 子どもの権利に関する普及啓発
- 基本目標2 子ども自身の意見表明・社会参加の確保
- 基本目標3 虐待・体罰・いじめの防止への取組
- 基本目標4 特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援
- 基本目標5 成長と発達に資する支援
- 基本目標6 子どもの権利を守る仕組みづくり
- 基本目標7 子どもの権利に関する相談・救済

■北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」の認知度

北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」について聞いたことがあるかについては、いずれの調査でも「聞いたことはない」が最も多くなっており、小学生と高校生等では6割台となっています。一方、“内容を知っている”は大人で16.7%と他の調査に比べて割合が高くなっています。



- 聞いたことがあり、内容もある程度知っている
- ▨聞いたことがあり、内容を少しだけ知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- ▤聞いたことはない
- 無回答



こども基本法 市町村こども計画

令和5年12月末日途

国

こども大綱

義務



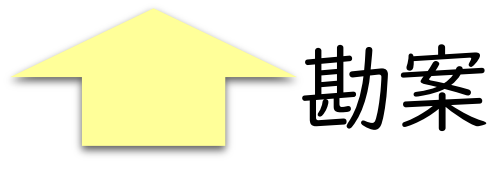
こども家庭審議会
基本政策部会



都道府県

都道府県こども計画

努力義務



市町村

市町村こども計画

努力義務

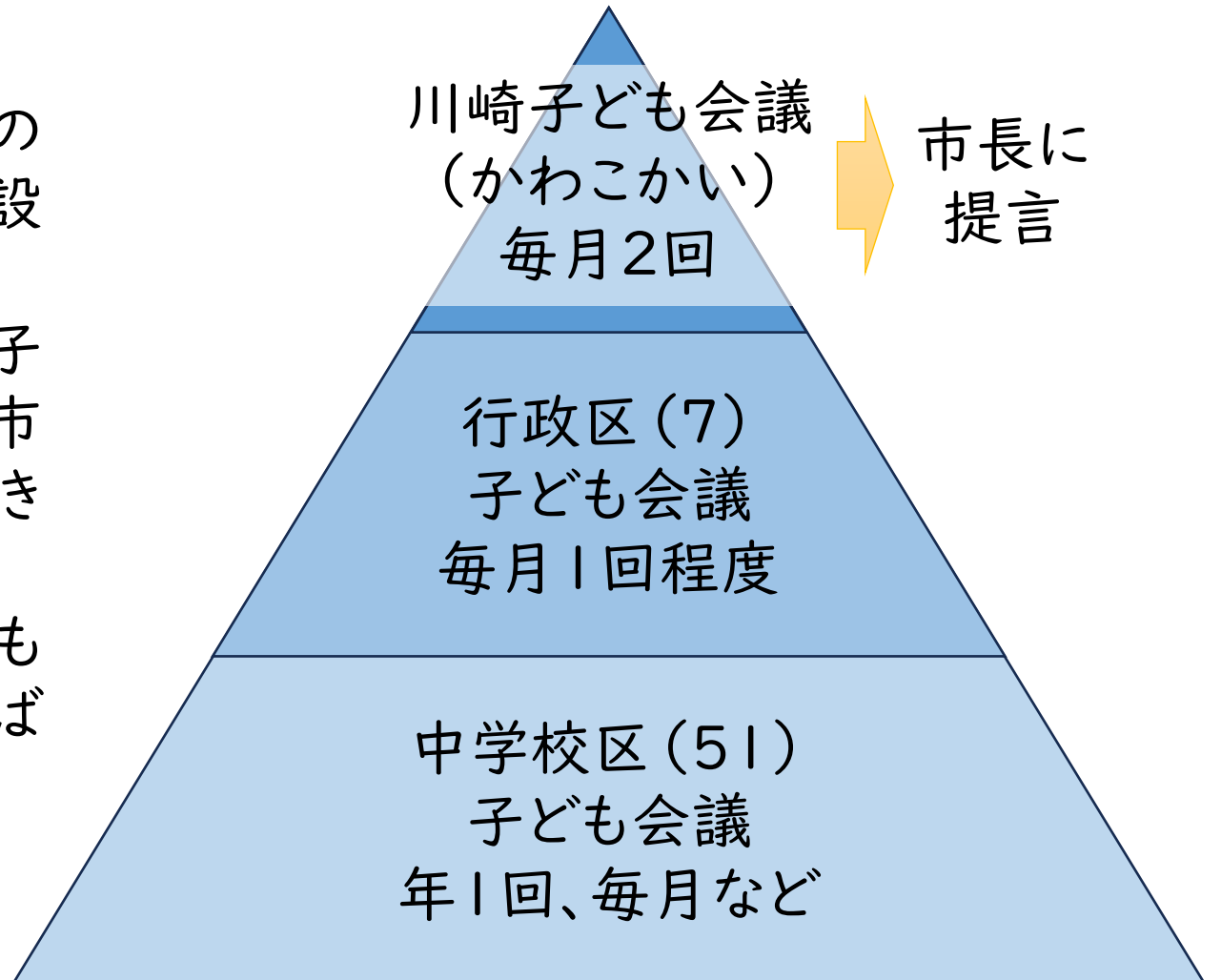
きたもと子ども会議

(きたもと子ども会議)

第17条 市長は、市の施策について子どもの意見を求めるため、きたもと子ども会議を設置することができる。

2 きたもと子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、意見をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

3 市長その他の執行機関は、きたもと子ども会議から提出された意見を尊重しなければならない。



こども基本法 第11条 こどもの意見の反映

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、以下のような手法が想定されます。
 - こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
 - 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
 - こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。
- こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要です

こども基本法の問題点

- 子どもの権利条約に規定されている様々な権利を周知する内容にはなっていない。これは子どもの権利を保障する法律と言えるのか？
- 『子どもコミッショナー』の設置が見送られた。

各地方自治体において条例を定める意義

文部科学省・生徒指導提要の改訂



1.5.1 児童生徒の権利の理解 (P.32)

第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約についての理解です。

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは、平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。

この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

文部科学省・生徒指導提要の改訂

3.6.1 校則の運用・見直し (P.102)

(3) 校則の見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、**その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい**と考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

文部科学省・生徒指導提要の改訂

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

また、たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力と感じる場合もあることを考慮しなければなりません。そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。加えて、**教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります。**（P. 105）

本日まで参加のみなさまへお願い

1. 子どもへの関わり方について

2. 相談窓口の周知について

本日まで参加のみなさまへお願い

1. 子どもへの関わり方について

- ① 旧来からの権利観に基づく「権利行使＝わがまま助長・甘やかし」世論の問題
- ② 旧来からの子ども観・とくに教育界に多くみられる「指導の対象」「管理の対象」としての子ども観の問題
- ③ 子どもの意見表明・参加権行使を支援するおとな側の経験不足・実践力不足の問題

『新解説・子どもの権利条約』喜多明人ほか、株式会社日本評論社2000年

コミックで発信★

保育に活かす

子どもの権利条約

「保育通信」より

公益社団法人全国私立保育連盟 監



エイデル研究所

子どもの権利を尊重した子どもとの関わり方を学べる本

子どもも 大人も しんどくない子育て



“子どものために”
を大切にしているからこそ

優しい視点で
学童支援員が
描くマンガが
twitterで
話題!

“しんどい”のかもしれない

KADOKAWA



子どもからみた子どもの権利条例の検証と おとなの子どもへの関わり方(答申)

川崎市子どもの権利委員会(2022年6月)

1. 子どもの参加・意見表明の機会・実情を再確認しつつ、より積極的な支援策を
2. 地域の「居場所」の充実等子ども・子育て支援の推進と情報の共有促進を
3. 広報や権利の学びを含め相談・救済のいっそう利用しやすくする取組の拡充を
4. 子どもの権利条例を学ぶことと生かすことを一体化した、実践的な子どもの権利学習と広報活動を展開すること
5. 条例の根拠に遡り、条例の根拠を明示して、各部局・各現場の職員が職務遂行すること

子どもの権利委員会 一般的意見5号(2003年) 子どもの権利条約の実施に関する一般的措置

もっとも、子どもたちの声に「耳を傾ける」ように見せかけるのは比較的たやすい課題である。子どもたちの意見を正當に尊重することこそ、本當の意味での**変革を必要とする**。子どもたちの声に耳を傾けることは、それ自体が目的とされるべきではなく、むしろ、国が、子どもたちとの交流および子どもたちのための行動において、子どもの権利の実施にこれまで以上の配慮を払うようにするための手段として見なされなければならない。

子ども議會のような一度きりのまたは定期的な行事も刺激にはなりうるし、一般の意識も高められる可能性がある。しかし第12条は一貫した継続的体制を求めたものである。子どもたちの参加を得たり子どもたちと協議したりするにあたっては、見せかけだけになってしまうことも避け、子どもたちを正當に代表した意見を確認することが目指されなければならない。